

2 実務訓練及び登録建築家へのフロー

実務訓練及びそれにつづく資格審査は以下のような手順で実施されます。

1 実務訓練登録

JIA実務訓練に参加しようとする者はまず、「指導監督者」となる者を選定し、実務訓練参加登録を行う（有料）。*1

*1 実務訓練に参加できるのは1級建築士受験資格者です。（実務訓練規則 第6条）

指導監督者は所属組織のJIA登録建築家に限ります。（実務訓練規則第7条）

実務訓練参加登録を完了した者には「実務訓練ノート」他が支給されます。

2 実務訓練の実施

実務訓練生は、指導監督者の下、実務訓練規則第8条に則り実務訓練を実行する。

実務訓練は3年以上。取得すべき総履修単位数は700単位以上必要です。

訓練生は3ヵ月ごとに実務訓練の記録を指導監督者に提出し承認を受けてください。

訓練生は実務訓練報告書を年2回（4月及び10月）支部実務訓練部会へ提出しなければなりません。

3 建築家資格審査

実務訓練生は、実務訓練終了時に、指導監督者の署名捺印を受け、「実務訓練履修証明書」他*2、をJIA建築家認定評議会に提出し審査（書類審査及び面接等）・認定を受ける。

実務訓練を終了した場合は速やかに実務訓練履修証明書のコピーを支部実務訓練部会へ提出してください。

*2 提出書類は下記の通り

1) 登録建築家認定申請書

2) 登録建築家ポートフォリオ（A）

3) 実務訓練履修証明書

4) 誓約書

5) 一級建築士免許証コピー

注：実務訓練期間が4年以上に亘らない場合は、実務訓練とは別に一級建築士資格試験の受験資格取得後、最低1年間の実務経験が必要です。その場合、登録建築家ポートフォリオ（A）の職歴欄に記入してください。

4 登録建築家登録申請

実務訓練生は、JIA建築家認定評議会による認定の後、登録申請を行うことにより登録建築家になることができる。